

青森県教育委員会第332回臨時会会議録

1 期 日 令和7年2月25日(火)

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時25分

4 場 所 教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

報告第2号 青森県公立学校教員採用候補者選考試験の改善事項について

議案第1号 青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員の人事

について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第2号 市町村立学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第3号 県立学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第4号 青森県こども読書活動推進計画(第五次)について・・・・・・・・原案決定

その他 県立高等学校教育改革に係る要望書について

その他 青森県立高等学校魅力づくり検討会議からの検討結果報告書について

6 出席者等

・出席者の氏名

風張知子(教育長)、平間恵美、新藤幸子、安田 博、松本史晴、中野博之

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

長内理事、早野教育次長、高橋教育政策課長、伊藤職員福利課長、下山学校教育課長、小関教職員課長、福士学校施設課長、小館生涯学習課長、坂本スポーツ健康課長、山館文化財保護課長、佐藤高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

松本委員、中野委員

・書記

西智明、佐藤栞

7 会 議

事務局からの報告

(早野教育次長)

去る2月7日に行った職員に対する免職の懲戒処分について、正式な報告は3月定例会となるが、この場をお借りして取り急ぎ御報告する。

本事案は、三八地域の高等学校教諭が、令和6年6月に女子中学生に対して、令和6年9月に女子高校生に対して、それぞれ18歳未満であることを知りながらわいせつ行為を行ったものであり、当該職員に対して免職の懲戒処分を行ったものである。

なお、本事案は、処分後速やかに公表している。

また、既に報道により御存知のことと思うが、去る2月20日、教育委員会事務局職員が「住居侵入」の疑いにより逮捕される事案が発生した。

事案の概要は、警察の発表によると、令和7年2月14日午前7時ころから、2月15日午前0時50分ころまでの間に、正当な理由なく被害者宅に侵入したものである。

本事案についても、速やかに事実関係を確認し、厳正に対処して参る。

(教育長)

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり指導の徹底を図ってきたが、今回、教職員に対して免職の懲戒処分を行う事態となったことは、教職員全体に対する社会の信用を著しく損ね、ひいては教育に対する県民の不信を招くものである。

また、教育委員会事務局の職員が逮捕された事案について、今回の事案が事実であるとすれば、教育に関わる公務員として、絶対にあるまじき行為であるのみならず、教職員に対し、服務規律の厳正な確保を図っていく上でも大きな問題であると受け止めている。

県教育委員会では、免職の懲戒処分を行った2月7日付けで、県立学校及び市町村教育委員会に対し、教職員の服務規律の確保の徹底について通知を発出したところであるが、今後、事務局の職員に対しても、一人一人が教育に関わる公務員としての自覚と責任を持って行動することなど服務規律の厳正な確保を徹底し、そして学校と一丸となって、県民の信頼回復に努めて参る。

(平間委員)

こどもたちに与える影響や、県民の皆さんからの教育委員会に対する不信感を思うと残念でならない。

私も教育委員会に携わる者としてしっかりと受け止め、このようなことが二度と起こらないよう、常に厳しく見守っていきたいと感じている。

関係者においても、今後このようなことがないよう、常に教育現場を見守っていただき、こどもたちの安心安全な教育現場を守れるように頑張っていただきたいと思います。

8 議 事

報告第1号 議案に対する意見について

(長内理事)

この度の案件は、県議会第321回定例会に提出された一般会計予算案2件、条例案ほか9件の計11件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したため、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

まず、「令和7年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）」についてであるが、教育委員会関係の予算総額は、1,318億1,155万6千円となる。これを令和6年度当初予算と比較すると、28億8,432万8千円の増、率にして、2.2パーセントの増となっている。

令和7年度の予算のポイントとして、「地域とともに学び育つあおもりの教育の推進」、「こどもたちの学びを支える教職員を取り巻く環境整備」、「スポーツの振興と文化財の保存・活用」の3点を中心として、こどもたちのための更なる教育改革と、こどもたちの学びを県民が一体となって支える社会の実現に向けて、各市町村教育委員会、各学校と一丸となって取り組んで参る。

次に、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」についてであるが、これは、育児を行う職員の早出遅出勤務の対象職員について、対象となる範囲を拡大するとともに、深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象職員について、3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大するため、条例の整備を行うものである。

次に、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」についてであるが、この条例は、令和6年10月8日付けの人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、これまで再任用職員に対しては支給されない寒冷地手当などを支給することなどの改定や、義務教育学校の設置に伴う所要の改正、刑法の一部改正に伴う所要の改正を行うものである。

次に、「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」についてであるが、この条例は、義務教育学校が設置されること等に伴う所要の改正を行うものである。

次に、「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案」についてであるが、この条例は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴う所要の整備を行うためのものである。

次に、「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」についてであるが、この条例は、雇用保険法の一部改正に伴い、国家公務員退職手当法が改正されたため所要の改正等を行うものである。

次に、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。

これは、令和7年4月1日に六戸町立義務教育学校六戸学園が設置されることに伴う所要の整備を行うためのものである。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものである。

次に、「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」についてであるが、これは、

学校職員定数を高等学校、特別支援学校及び小・中学校合わせて、11,149人から、81人減の11,068人に改めるとともに、先ほど御説明した義務教育学校の設置に伴う所要の整備を行うためのものである。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものである。

次に、「青森県三内丸山遺跡センター条例の一部を改正する条例案」についてであるが、これは、三内丸山遺跡センターの常設の展示の観覧に係る使用料について、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者から徴収しない等の改正をするためのものである。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものである。

次に、「公共施設等の整備等に関する事業契約の一部変更の件」についてであるが、これは、新青森県総合運動公園新水泳場等整備運営事業について、青森県総合運動公園運動施設区域及び新青森県総合運動公園の運営及び維持管理に要する費用の物価変動等に伴う改定による契約金額を変更するためのものである。

最後に「令和6年度青森県一般会計補正予算（第3号）案（教育委員会所管分）」についてであるが、今回の補正予算は、国の補正予算を踏まえたものであり、4億2,092万円を計上している。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,299億8,180万1千円となる。

（教育長）

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

報告第2号 青森県公立学校教員採用候補者選考試験の改善事項について

（小関教職員課長）

「改善の趣旨」のとおり、受験者が減少傾向となっていることから、一定の質を担保しながら、即戦力となる他都道府県等の現職者等の受験を促すとともに、本県で臨時講師をしながら正規採用を目指せるよう、「実施内容」のとおり、4点の見直しを行うものである。

1点目は、他都道府県等の現職者に対する第一次試験の免除についてである。

これまでは小学校又は特別支援学校小学部を受験する場合のみ、他都道府県等の3年以上の経験を有する現職者に対する第一次試験を免除してきたが、すべての校種等において第一次試験を免除する。

特別支援学校受験者に課している特別支援教育に関する事項については、これまでは特別支援学校の免許状を有する場合に免除してきたが、他都道府県等の現職者として3年以上の経験がある者は特別支援学校の免許状の有無を問わずに免除する。

なお、特別支援学校の免許状を保有していない者を本県の特別支援学校で採用する場合には、速やかに免許状を取得するよう、これまでと同様に働きかけていく。

2点目は、本県又は他都道府県等の元職者に対する第一次試験の免除についてである。

過去10年間のうち、本県又は他都道府県等の国立学校又は公立学校において正規の教諭等として引き続いて3年以上の経験があった者について、第一次試験を免除する。

3点目は、本県講師等の経験者に対する第一次試験の一般・教職教養試験の免除要件の

緩和についてである。

本県の国立学校又は公立学校の臨時講師等に対して行ってきた一般・教職教養試験の免除について、免除となる講師等の経験月数を「24月以上」に変更する。

4点目は、前年度実施の教員採用試験における第一次試験通過者で、かつ本県講師等に対する翌年度1回限りの第一次試験の免除についてである。

令和7年度実施の教員採用試験の出願受付期間最終日までに、現に本県の国立学校又は公立学校の臨時講師等として任用されている者のうち、令和6年度実施の教員採用試験一般選考において、第一次試験を通過して第二次試験を受験したものの、第二次試験を通過しなかった者について、同一の校種・教科（科目）等を受験する場合に限り、第一次試験を免除する。

なお、この免除の適用については、第一次試験を通過した翌年度実施の教員採用試験のみの1回限りとする。

これら4点の改善事項は、令和7年度実施の令和8年度教員採用候補者選考試験から実施するものである。

（教育長）

何か質問、意見はあるか。なければ報告第2号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員の人事について
(非公開の会議につき記録別途)

議案第2号 市町村立学校職員の人事について
(非公開の会議につき記録別途)

議案第3号 県立学校職員の人事について
(非公開の会議につき記録別途)

議案第4号 青森県こども読書活動推進計画（第五次）について
(小館生涯学習課長)

本県のこどもの読書活動の推進については、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成16年3月に「青森県子ども読書活動推進計画」を策定して以来、現在の計画である第四次計画まで策定し、こどもの読書活動を推進してきたところである。

このたび、第四次計画の期間が終了することから、令和5年3月に策定された、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次）及びこどもの読書活動をめぐる

情勢の変化や本県の現状等を踏まえ、第五次計画を策定するものである。

策定に当たっては、学校図書館関係者、市町村立図書館関係者、幼稚園・保育所・認定こども園関係者、PTA関係者等で組織する「青森県こども読書活動推進協議会」を設置し、それぞれの立場からの御意見や御提言をいただき、推進計画原案を作成したものである。

この推進計画原案を基に、パブリック・コメントを令和6年11月22日から12月21日まで30日間実施した結果、1者から1件の意見が提出された。

この意見を「3 区分別件数」では、「(3) 第2章 本県における取組と課題」に、「4 処理区分」では、「(1) 文章修正等」に整理した。

提出された意見とそれに対する県教育委員会の考え方について、御意見は、市町村におけるこども読書活動推進計画について、策定や改定の現状値を把握するだけでなく、未策定・未改定の理由を自治体に確認し、その結果を公表すべきであり、計画には「未策定及び未改定の自治体に対して、策定及び改定できない事情を確認し、策定及び改定を阻害する要因を取り除くための支援を行う」など、より具体的な表現に改めるべきであるとの内容であった。

この意見に対する考え方であるが、市町村のこども読書活動推進計画の策定率について、国の調査結果を本県のこども読書活動推進計画に引用しており、この調査で「策定の予定はない」と回答した5村では、その理由を人材不足・各学校に一任・公共図書館が未設置のいずれかとしている。このことから、計画5ページの[指針1-3]の枠外の2段落目の記述を、「令和6年度の目標値100%に対して、3町村が「策定作業中」と回答し、5村が人材不足・各学校に一任・公共図書館が未設置のいずれかの理由で「策定予定なし」と回答しており、取組に差が見られます。」と、下線部分を修正することとした。なお、個別の市町村名は、国において公表をしていないことから、本県においても同様の対応するものであり、御意見のあった計画7ページの「(2) 取組と評価」の「①」の記述は修正しないこととした。

「1 計画の期間」は、令和7年度から令和11年度までの5年間とした。

「2 本県の課題」は、(1) 不読率の改善、(2) 学校図書館の更なる充実と公立図書館との連携・協力、(3) 公立図書館の機能強化と図書館未設置市町村の解消、(4) 読み聞かせボランティア等の育成と支援、(5) 乳幼児期からの家庭での読み聞かせの浸透に整理した。

「3 基本方針」については、(1) 不読率の低減、(2) 多様な子どもたちの読書機会の確保、(3) デジタル社会に対応した読書環境の整備、(4) こどもの視点に立った読書活動の推進と、国の計画に準じた4つの基本方針に変更した。この基本方針に基づき、「4 推進方策」として、参考資料20ページに記載している各取組を進めて参る。

「5 計画の評価」について、第五次計画では、不読率の改善が最も重要な課題と捉え、県が不読率の低減に向けて取り組むことで効果が見込まれる指針と指標については目標値を設定し、それ以外の指針と指標については、目標値を設定せず、その都度現状値を把握しながら計画の推進に努めていくこととした。

最後に、今回の第五次計画から、こどもの読書活動推進について、より興味・関心を持ってもらうことを目的として、キャッチフレーズを設定した。キャッチフレーズは「読書で広がる あおもりっこの未来」である。

読書活動を通じて、青森の子どもたちの未来がさらに広がっていくよう、読書活動の推進に努めて参る。

なお、パブリック・コメントの結果及び青森県こども読書活動推進計画（第五次）については、本臨時会で決定後、ホームページで公表することとしている。

（平間委員）

読書活動はこれからの教育に対して大変重要な役割を担うものである。

ブックスタートについても、実施している市町村が75%、こどもの読書活動の大切さについて保護者の意識啓発を図る取組の実施率が67.5%と、活動を広めるのは難しいながらも、確実に現場では成果を上げていると思われる。

今後福祉部局とも連携をしながら実施率が上昇することを切に願っている。

また、学校においても学校運営協議会や読み聞かせ等でたくさんの地域ボランティアの方が学校を訪れている。この読書活動推進計画に則りながら、ボランティアの方たちの力を最大限に発揮していただき、こどもたちが本に触れ合う機会をさらに充実させていただきたいと思う。

（安田委員）

「読書で広がる あおもりっこの未来」のキャッチフレーズを浸透させ、1人でも多くのこどもが毎日本を読めるような環境を整備していただきたいと思う。

基本方針にあるデジタル社会読書環境の整備について、タブレットやスマートフォンの普及に伴い、本を読む機会が減ってきていると思うが、実際に本を手にとって読めるスタイルも広げていただきたいと思う。

（新藤委員）

不読率の解消についてである。乳幼児や小学生については読み聞かせや図書ボランティアなどが学校に来ている実情があるが、中学生、高校生と年齢を重ねるにつれて不読率が上がってくるという現状である。

中学校や高等学校の図書室がどのような状態なのか把握し、こどもたちが手に取りたいと思える本を図書室に揃えていただきたいと思う。

（松本委員）

私のこどもたちはタブレットで読書をしている。

本の中には、デジタル対応したものもあることを意識させることも大事である。

（教育長）

他に質問、意見はあるか。なければ議案第4号については原案のとおり決定する。

その他 県立高等学校教育改革に係る要望書について

（佐藤高等学校教育改革推進室長）

本件は、青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画における地域校4校に係る募集停止等の基準の適用について、第2期実施計画期間中の猶予を求めることなどを内容としており、青森県三戸郡三戸町在府小路町43、地域校立地町村連絡協議会会長 沼澤修二外3名から令和7年2月6日に受理したものである。

地域校の募集停止等の基準については、高等学校教育の質の確保を図るため、第1期実施計画に引き続き、第2期実施計画においても維持することとしたところである。

また、第2期実施計画では学校と地域が連携しながら地域校の活性化に取り組むこととしており、県教育委員会としても、特色ある教育活動の展開や、全国からの生徒募集による県外生徒の入学促進に向けた広報等の支援に取り組んでいるところであり、これらについて、同協議会へ御説明したものである。

今後も、地域校の活性化が図られるよう、教育活動の充実に向けた事業の展開等により、魅力ある高校づくりを更に推進していきたいと考えており、県民の皆様の御理解と御協力をいただきながら本計画を推進していく。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ県立高等学校教育改革に係る要望書については、青森県教育委員会として了解した。

その他 青森県立高等学校魅力づくり検討会議からの検討結果報告書について

(教育長)

県立高等学校教育改革については、令和5年5月に青森県立高等学校魅力づくり検討会議を設置し、「これからの時代に求められる力を育む学校・学科の充実」と「生徒一人一人に充実した教育環境を提供するための学校配置」の2つの事項を中心に、令和10年度以降の魅力ある県立高等学校の在り方について検討を依頼したところである。

本検討会議では、約1年9か月という長きにわたり、延べ38回の会議を開催し、多角的な視点から審議が重ねられ、去る2月20日に検討結果報告書が提出されたため、その概要について、高等学校教育改革推進室長から説明させる。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

「第1 魅力ある高等学校づくりに向けた基本的な考え方」については、「1 高等学校教育を取り巻く現状」として、人口減少やグローバル化の進展といった社会の急激な変化、生徒の能力や進路志望等の一層の多様化等が見られる中、全ての生徒の可能性を最大限に引き出す「多様性への対応」を図りつつ、全ての生徒が社会で生きていくために必要となる力を身に付けられるよう「共通性の確保」を併せて進め、「生徒を主語にした」高等学校教育を実現することが求められているとしている。

「2 『魅力ある高等学校づくり』の視点」として、「本県の実情等を踏まえつつ、新たな視点を取り入れた『青森県ならではの高校教育改革』の推進」と「生徒の夢や志の実現を県全体が一体となって支援できる環境づくり」などについて、記載している。

「3 高等学校教育の方向性」については、「(1) これからの時代に求められる力の育成」及び「(2) これからの時代に求められる人財の育成」として、全ての生徒が身に付ける必要がある「生きる力」や「主体性」、「郷土を愛する心」等に加え、「生徒の夢や志に応じた力」や「急激に変化する社会において求められる力」を育成し、これらの力を身に付けた「青森県や地域の発展に貢献できる人財」「社会を牽引できる人財」「職業の多様化に対応できる人財」等の育成が必要としている。

「(3) 高等学校に求められること」として、全ての生徒が安心して学べる環境づくり、

生徒のウェルビーイングの向上、教育活動全体の更なる魅力化などが挙げられている。

次に「第2 学校・学科の充実の方向性」について、「1 これからの時代に求められる高等学校の魅力づくり」として、「(1) 教育活動の更なる充実」の「①各校の特色を生かした取組の推進」では、「カリキュラム・マネジメントを通じた教育活動の更なる充実と魅力の情報発信」、「全国からの生徒募集の新たな導入校の検討」などについて記載している。

「②ICTの活用による教育活動の充実」では、「対面指導と遠隔・オンライン教育の最適な組合せ」、「遠隔授業を実施する場合、教科・科目の特性を考慮し、多様な教科・科目を開設できる体制を整備すること」などについて記載している。

「③特別な教育的支援を必要とする生徒への教育の充実」では、「教員の資質向上や専門スタッフの配置の充実」、「通級による指導の充実」などについて記載している。

また、「(2) 多様な主体との連携・協働」の「①高等学校間・学科間の連携」では、「各校や各学科の実情に応じた効果的な方法での連携の推進」、「これまでの枠組みにとられない連携の推進」について記載している。

「②異なる校種間の連携」では、「キャリア教育の推進等に向けた小・中学校との連携の推進」、「遠隔・オンライン教育の実施等に向けた大学等との連携の推進」について記載している。

「③地域や関係機関等との連携」では、「連携・協働体制の構築・強化」、「地域について理解を深める学習等の実施」などについて記載している。

「2 これからの時代に求められる力を育む学科等の魅力づくり」として、「(1) 全日制課程」の「①普通科等」では、「教育資源や強みを生かした更なる特色化・魅力化」、「地域や関係機関等との連携による教育活動の充実」について記載している。

「②職業教育を主とする専門学科」では、「基礎的・基本的な学びを土台としつつ、各産業を取り巻く環境の変化に対応した学びの推進」、「地域や関係機関等との連携による教育活動の充実」について記載している。

「③総合学科」では、「地域の教育資源の積極的な活用による多様な分野の学びの提供」、「社会の変化や生徒のニーズに対応した教育課程の編成」について記載している。

「(2) 定時制課程・通信制課程」では、「多様な学びの提供」、「生徒一人一人へのきめ細かな指導の充実」、「従来の全日制・定時制・通信制課程の枠組みにとられず、学習時間帯や教科・科目を柔軟に選択できる体制の検討」などについて記載している。

「3 学校・学科の魅力づくりに向けた教育制度」として、「中高一貫教育や単位制、総合選択制等の導入校における教育活動の充実や新たな導入の検討」などについて記載している。

次に「第3 学校配置の方向性」について、「1 魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置の観点」として、「高等学校教育を受ける機会の確保」と「充実した教育環境の整備」の2つの観点が示されている。

「2 魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置」として、「(1) 全日制課程」の「①学校配置の考え方」では、「6 地区ごとに、中学校卒業予定者数の推移や産業動向、中学生のニーズ、地域の実情等を考慮し、生徒の進路志望等に応じた様々な役割を担う高校を配置する必要がある」などとしている。

「②学校規模」では、「各地区に一定規模の高校を配置しながら、きめ細かな指導が受けられ、生徒の通学環境に配慮した小規模校も配置するなど、学校規模も特色の一つと捉え、多様な高校を配置する必要がある」としている。

「③小規模校の配置」では、「『高校教育を受ける機会の確保』と『充実した教育環境の整備』の観点を考慮し、小規模校を配置」、「配信センターからの遠隔授業の実施」、「配置基準や募集停止等の基準を含め、地域校制度の在り方の検討」が必要としている。

「（２）定時制課程・通信制課程」では、「多様な学び方のニーズ等に対応するため、現状の配置を基本としつつ、全日制課程と合わせた学校配置を含め、拡充についても検討」が必要としている。

「３ 学校配置と合わせて検討すべき事項」として、「（１）再編の方法等」、「（２）学級編制」、「（３）通学手段の確保・通学支援」について記載している。

「第４ 地域等の理解と協力の下での魅力ある高等学校づくり」について、「地区の具体的な学校配置等について、市町村やPTA等とあらかじめ意見交換する場の設定」、「実施計画等について広く県民へ説明し意見を伺う場の設定やパブリック・コメントの実施」、「統合を行う場合には、統合校の教育活動の充実に向けて、統合対象校の関係者等による検討を実施」が必要としている。

以上が検討結果報告書の概要となる。

検討結果報告書について説明・周知の上、広く県民の皆様から御意見をいただき、令和10年度以降の県立高等学校の魅力づくりの具体的な対応を検討していくため、県教育委員会ホームページにおける意見募集や、各地区懇談会での意見交換等を行う予定としている。

（平間委員）

魅力づくり検討会議で審議いただいたこの２年間は、社会情勢がめまぐるしく変わり、予測不可能な時代が来ているのだと実感している。

この報告書からは、教育現場のことを真剣に考えている皆さんの意見を頂戴し、子どもたちのこれからの学びの光につながることを強く感じた。

高等学校教育改革計画第２期実施計画に基づき、魅力ある学校について発信している。最近では生徒や先生方もSNSを活用し、YouTubeにそういった活動が時折流れてくるが、県民の皆さんからは、とても頑張っているという声をいただいている。

委員の皆さんから多くの意見をいただいたわけであるが、令和10年以降の学校の魅力づくりを進めるに当たり、どのような形で進めていくのか説明いただきたい。

（高等学校教育改革推進室長）

魅力づくり会議では、これまでの高等学校教育改革の取組状況を踏まえながら、多角的な視点から県立高等学校の更なる魅力づくりに向けた方策等について報告いただいたところである。

また、教育大綱も踏まえながら、県立高等学校の更なる魅力づくりに向けた取組を、学校、家庭、地域、行政等の県全体が一体となって推進するためにも、令和10年度以降の方向性を示す新たな計画として作成する必要があるのではないかと考えている。

また、県立高等学校の魅力づくりを県全体が一体となって進める上で、県民の理解と協力が重要と考えている。

このため、現在実施している高等学校教育改革推進計画の構成と同様に、魅力づくりの基本的な考え方を示す基本方針と、基本方針を踏まえた具体的な取組を示す実施計画に分けて教育委員会会議で検討を進めることとし、魅力づくりの方向性や取組等の各検討段階において、丁寧な説明や意見聴取を行っていく必要があるのではないかと考えている。

(新藤委員)

私からは「多様な子どもたち」の教育について話をさせていただく。

概要に定時制課程について、「全日制課程と合わせた学校配置を含め、拡充を検討」と記載いただいていることを大変嬉しく思う。

不登校の子どもや、いろいろな背景を持った多様な子どもたちが、選択できる学校が地元地域にないという現状があると思われる。

そういった意味でインクルーシブ教育をどう実現していくのかを具体的に考えていく必要があると思われる。

「多様な子どもたち」と一言でまとめてしまうとそれまでであるが、例えば、車椅子を利用している子どもが通学できる高校が地元にどれだけあるか、あまり中学校に行けなかった子どもが高校ではオンラインで授業を受けられるかなど、具体的な子どもたちを思い浮かべ、地域にどのような高校があれば良いか学校再編をしっかりと考えて進めていただきたい。

(中野委員)

魅力ある学校の「魅力」について考えた際、最終的には「授業」に行き着くのだと思われる。

いろいろな学校がある中で、どこでも共通して行われているのは授業であると考え、授業改善は大事なことである。

職業教育を主とする専門学科については、日進月歩の中で授業改善を行っており、答えのない中で頑張っているのだと思う。

国社数理英については、大事なことはあるのだが、問題集の解き方を教えるのが授業になっていると感じる。自分で正解を判断しなくてはならない力を身に付けさせる授業だけをしなさいというわけではない。進学という1つのニーズがあるため、そういった授業ばかりを進めるわけにはいかないが、問題集の解き方を教えるのではなく、1つの学問を教えているのだということを授業のどこかで加味でしていただきたい。

魅力というのは、そういったことの積み重ねであると思っている。最終的には先生方1人1人が自分の教えていることに魅力を感じ、その魅力を生徒たちに伝えられるような学校であってほしい。

(安田委員)

県全体が一体となった高校の取組への伴走支援の充実がポイントとなると考える。

県全体の伴走支援というと、まず私が考えるのは通学手段の支援である。県と市町村や交通事業者等の民間企業と協力しながら、高校生のためのダイヤ編成をするのは非常に大事なことだと思われる。

また、各学校でスクールバスを運行しているところもあると思うが、予算に縛られることなくやっていけるようになれば良いと感じている。

先般高校生が探究活動の報告会を行っていたが、地域の住民や企業の協力があつてあつた報告会ができたと思っている。

魅力づくりについては、我々が思っているよりも生徒や教職員の皆さんが先に進んでいると感じており、応援という意味でも、魅力づくり検討会議の報告書を良い方向に進めていってほしいと思う。

(松本委員)

卒業式や創立記念式典等に参加し、いろいろな学校を視察したが、いずれの高校も非常に魅力のある学校に見えた。そのため、魅力づくりはもはや次の段階へと進まなければならない、具体的な政策や、分かりやすい政策へと変わっていく時期であると感じる。

あおもり創造学で各校の生徒が一生懸命発表しており、理系文系問わず自分たちが興味のあることに積極的に取り組んでおり、それはやはり学校に魅力があるから一生懸命なのだろうと感銘を受けた。

中野委員からも話があったが、普通科であれば数学の狭い分野の特殊なものを先生と一緒にゆっくり学んでいく機会や、物理学であれば自然のものがなぜ落ちるのかといった基本的なことから教えていただけるような機会が増えていけば、魅力づくりは次の段階に進められるのではないかと感じた。

(平間委員)

この検討結果報告を受け、計画の検討をどのように進めていくかを、早急に知事と共通認識を図るべきであると思う。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

知事と総合教育会議を通して共通認識を図りたいと思っている。

(教育長)

他に質問、意見はあるか。なければ青森県立高等学校魅力づくり検討会議からの検討結果報告書については、青森県教育委員会として了解した。